

100条調査特別委員会記録

招集年月日 令和6年6月6日 午後2時00分
招集場所 多古町役場 第5会議室
開 会 令和6年6月6日 午後2時00分
出席委員 ◎勝又一徳 ○飯田良一 宇井伸征
伊橋孝太郎 行橋千春 橋本孝之
佐藤利治 佐藤幸三 菅澤博隆
高坂恭子 土井秀敏 石渡悦子
鵜澤 茂
欠席委員 な し
会議録署名委員 伊橋孝太郎 行橋千春
事務局 事務局長 鈴木裕之
事務局 瓜生真由美 大木美有
協議事項 1 記録提出の請求先及び内容について
2 第3回委員会の開催について
3 その他

会 議 の 経 過

○委 員 長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより、本日の委員会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多古町議会委員会条例第24条により伊橋孝太郎委員、行橋千春委員を指名いたします。

本日の議題につきましては、「記録提出の請求先及び内容について」と、「第3回委員会の開催について」の2議題であります。

それでは、これより議題に入ります。委員各位のご協力のほどを、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題1、「記録提出の請求先及び内容について」ですが、本日の委員会に先立ちまして、4月22日に委員会協議会を開き、提出を求める記録（書類関係）について協議をいたしました。その結果を資料として配付しておりますので、まずは、こちらについて事務局より説明をお願いいたします。

鈴木事務局長。

○鈴木議会事務局長 それでは、ご説明させていただきます。

大変恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

まず、お手元にお配りしてございますA4横書きの表のものをご覧いただきたいと思います。

先程、委員長の説明にもございましたが、委員会協議会におきまして、本委員会の開催に先立って、記録提出の請求先および請求内容について協議をいたしました。その結果、資料をご覧いただきたいと思いますが、請求先といたしましては、①病院とこども園を含む多古町役場の全部署、②一般社団法人 多古町観光まちづくり機構、③たこみん新聞の発行責任者である鳴滝真吾氏、④教育委員会、⑤各小・中学校でございます。

請求の内容につきましては、「たこみん新聞創刊号の配架・配付依頼を受けたかどうか」、「受けた場合は、どのように対応したか」というものですが、鳴滝真吾氏については、逆に、どのように依頼したかということになります。

また、教育委員会につきましては、鳴滝氏からの配布依頼に加えて、各学校へどのように依頼したかという内容となります。

また、各学校においては、児童生徒に対してどのように対応したか、また、学校内部における本件に係る書類がある場合は、提出を求めます。

なお、記録の提出ということですが、書面での記録がない場合も想定されますので、その場合は、対応した内容を文書化して回答書という形で提出を求めることといたします。回答書の様式例も資料ということでお配りしてございます。

また、一般社団法人 多古町観光まちづくり機構につきましては、既にお配りしてございま

す運営要領のフロー図がございますが、区域内団体への照会または記録送付要求ということで、選挙人その他の関係人への請求とは異なり、地方自治法第100条第1項に基づく請求ではなく、地方自治法第100条第10項に基づき請求するものでございます。

要求に応じない場合、選挙人その他の関係人には罰則規定がありますが、団体に対しての罰則規定はございません。

仮に、団体として要求に応じない場合の対応といたしましては、団体の代表者個人、あるいは職員個人に対して、100条第1項の規定に基づく請求をすることも考えられます。

本日の委員会での決定事項を受けて、早々に請求書を発送する予定ですが、記録の提出期限としましては、余裕をもって7月1日、月曜日としてはどうかとご提案させていただきます。

なお、請求書の発送につきましては、運営要領に則り、配達証明郵便または手渡しという形で発送することとします。

事務局からの説明は以上です。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま、事務局から説明がございましたが、皆さんいかがでしょうか。今、資料をいただいたのが皆さん初めてでございますので、休憩を取りましようか。いかがでしょうか。

「お願いします。」の声。

○委員長 では、10分程休憩をさせていただきます。
暫時休憩します。

休 憩 午後 2時06分

再 開 午後 2時16分

○委員長 再開します。

ただ今、事務局から説明が終了しましたが、委員の皆様には、記録の提出を求めるにあたり、内容についてご確認いただき、請求先及び請求内容の追加・修正・削除などについて、また、提出期限についてご意見を頂戴したいと思います。資料にお示しした以外で、ございましたらお願いいたします。

宇井委員。

○宇井伸征委員 1番、宇井です。

質問させていただきたいことは、回答をいただく際のことなんですが、配付を依頼した側と、された側で回答をいただいた場合に、双方に食い違いが生じていた時はどのように対応されるか教えていただけますでしょうか。

○委員長 ただ今の質問でございますが、食い違いが生じていたら、その時その時で協議会、それからこの委員会を経て審議したいと思います。審議となります。

鈴木局長。

○鈴木議会事務局長 その場合は、恐らくその先、証人尋問という形に必要があれば進んでい

くと思いますが、その中で明らかにしていくということかと思いますが。

○委員 長 飯田委員。

○飯田良一委員 飯田です。

文書の内容に関して、ちょっと気になったところの指摘をさせていただきたいと思います。

提出を求める記録というところで、たこみん新聞創刊号の配架・配付依頼を受けたか受けな
いかという形になっております。これは、もちろんそうなのですが、これで縛ってしまうと…。

○委員 長 飯田委員、ちょっと良いですか。どの資料に基づいて。

○飯田良一委員 記録提出要求書ですね。これ、先々に行って何枚もございしますが、同じ
文面の請求書になっているかと思いますが。3番のところですね。提出を求める記録というこ
ろで、そこについて、「配架・配付依頼を受けたか」のほかに、「またはこの創刊にあたって
内容についての相談」が、本人に至っては「しているのか」、もしくは内容についてそれぞれ
課がございすけれども、「相談をされたのか」というところですね。そこも必要かなと思
いますので、この丸印のところに関しては、「たこみん新聞創刊号の配架・配付依頼またはそれ
に関わる相談を受けたか、受けていないか」ということが知りたいと思いますのでこの部分
を追記するべきじゃないかなと今読んでいて感じましたので、お諮りいただければと思います。

○委員 長 ただ今の件につきまして、お諮りいたします。ただ今の内容について、
追加することよろしいでしょうか。

「はい。」の声。

○委員 長 ほかにございますか。

佐藤委員。

○佐藤利治委員 それでは、確認も含めて質問をさせていただきます。

回答書の①番が「依頼はありませんでした。」②「依頼を受けましたが対応しませんでした。」とあります。この、対応しなかった理由があればここも書いていただいた方が良いのか
なと思いました。

ほかのところ何か伺うようなことがあれば必要はないんですけど、一応その1点お願いし
ます。

○委員 長 暫時休憩します。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時21分

○委員 長 再開いたします。

ほかにご意見ございますか。ないようでありましたら、私の方から一つ、提案をさせていた
だきます。

この問い合わせの提出先なのですが、議会事務局が抜けておりますが、この扱いについては
事務局も同じにした方が良くないかという形がありますが、いかがでしょうか。

「はい。」の声。

○委員 長 それでは、議会事務局にも提出を求めるという形にしたいと思います。
ほかにご意見ございませんか。

「なし。」の声。

○委員 長 ないようでございますので、次回の委員会開催につきまして、あと、期限の話なんです、提出期限は7月1日という形でよろしいでしょうか。

「はい。」の声。

○委員 長 それでは、次回の委員会についてを協議したいと思います。

9月中の開催という形を先程申し上げましたが、具体的な日程につきましては事務局または必要に応じて委員会協議会にて協議の上決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員 長 なお、傍聴につきましても、原則許可するという事でよろしいでしょうか。

「異議なし。」の声。

○委員 長 異議なしと認めます。したがって、次回委員会はさよう決定いたしました。

本日の議題は、以上で全てが終了となります。皆様からその他として、何かございますか。

「なし。」の声。

○委員 長 ないようでございますので、本日の委員会を閉じます。お疲れ様でした。

閉会 午後 2時23分

ここに会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

令和6年6月6日

委員長 勝又一徳

署名委員 伊橋孝太郎

署名委員 行橋千春